

## 佐賀県告示第 168 号

次の医療機関の開設者からの救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条に定める救急業務に関し協力する旨の申出は、撤回された。

令和 8 年 6 月 5 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	撤回年月日
正島脳神経外科	佐賀市鍋島一丁目 3 番 10 号	令和 8 年 5 月 31 日